

薛 暮 橋 『中国社会主义経済問題研究』

北京人民出版社，1979（邦訳，北京外文出版社，1980）

兵 頭 次 郎

はじめに

本書は、第11期3中全会における“全党の活動の重点を社会主義的現代化の建設に移し、今世紀中に中国を社会主義の現代化した強国に築き上げる”という重大決定を踏まえて、中国経済の現状を直視し、その改革の方向を示した診断書である。

著者は1904年生まれ、若い頃から労働運動に参加、獄中で経済学の独学を始めた。新中国成立後は、陳雲のもとで財政経済委員会秘書長、国家計画委員会委員、同副主任、国家統計局局長などを歴任して経済政策の立案と執行にあたり、かたわら経済学者として多数の論文を発表した。文革中は権限を奪われ“幹部学校”で労働、その間に本書の構想が練られたという。1975年から第一線に復帰、現在、国家計画委員会顧問兼同委員会経済研究所所長として活動中で、中国の経済政策立案にかかわる有力なブレーンの一人として知られている。最近、「日本経済知識交流会」第一回会合に出席のため来日し、5月8日朝日ホールで「中国経済——調整の現状と改革」という題で講演し、中国関係者の注目を集めた。中国国内では、本書発行以来わずか一年半ばかりの間にその発行部数がすでに500万部に達したといわれているが、この異常とも思われる一事からも本書に寄せられた関心のほどが伺われる。

著者は“实事求是”すなわち、“実践は真理を検証する唯一の基準である”という立場から、まず過去三十年来の歴史的経験を総括し、次いで中国経済の現状と問題点を明らかにし、さらに“現代化”を進めるために何を為すべきかを提言している。本書の構成は序論と結語の章を含めて全体で十二章から成っているが、便宜上その順序にこだわらず、内容的に整理すれば、およそ以下のように要約することができる。

内容：1 経験の総括

著者はまず、過去の経験を総括して、“極左”路線の誤りを二度と繰返してはならないと述べている。具体的には、①“急ぎ過ぎ”②“総合バランス無視”③“生産関係偏重、生産力軽視”の誤りがあげられている。すなわち、

(1) 急激な人民公社化は農業生産力を破壊し、農民生活を低下させた（邦訳25頁参照——邦訳出版の機会に著者みずから加筆・訂正を行っているので、細部については原書との間に多少の異同がある。以下括弧内の数字は邦訳参照頁を示す）。商工業の全人民所有制への改造も急ぎ過ぎた(101)。また功を焦って蓄積率を高くし過ぎたため、逆効果を招き、人民はたゆみなく労働したが、生活はいささかも改善されなかった(289)。

(2) ソ連型第一次五カ年計画は農民を犠牲

にして進められた。“大躍進”の失敗は農業、軽工業、重工業のバランスおよび消費と蓄積のバランスを無視し、経済法則にそむいた罰である(32)。経済法則は人びとの意志によって自由に左右できるものではない(265)。

(3) 生産力の充実が先決問題であるにもかかわらず、“生産関係”(生産手段所有形態)の変革を急ぎ過ぎたため、生産力の順当な発展が妨げられた(69)。

著者は以上のように過去の経験を総括し、生産手段の社会的共有制をうち立てさえすれば社会主義の優位性はかならず発揮できるといような単純な考え方を戒めている(251)。

2 現状分析

過去から現在に視点を移すとき、著者の観察はいっそう鋭くなる。本書の紙幅の大半がいわば病める中国の病巣の剔出にあてられているといっても過言ではない。一読して読者は驚くべき事実の数々を知らされるとともに、この現状を正面から受け止め、辛抱強く将来への打開の道を探ろうとする著者の並々ならぬ気概をも同時に感じとることができるであろう。現状分析はまず中国の発展段階の位置づけから始まる。

(1) 制度的発展段階

中国の社会体制は1956～7年の間に基本的に社会主義化されたが、まだ全人民所有制と集団所有制の共存する、不完全な、低い段階に止まっている(39)。

(2) 生産力水準

中国は農業国で、国民の八割が農民であるが、その生産力はまだ自給可能水準に達したとはいえない(33)。現在、中国は科学技術水準と工業生産の面で発達した資本主義国より二十年ほど遅れており、農業生産は四、五十年も立遅れている(342)。

(3) 所得水準

国民所得の水準は発達した資本主義国より

はるかに低いだけでなく、多くの発展途上国と比べてもまだ低い(348)。労働者・職員の平均賃金はほぼ二十年前の水準に止まっている(126)。農民の所得水準はさらに低く、労働者と農民の生活水準の格差は依然として大きい(127)。農民の間でも集団間、地区間で格差があり、この貧富の差は縮小するどころか拡大した(146)。

(4) 流通の混乱と物価体系の歪み

物資需給関係はひどく混乱している。国家による生産手段の供給が計画どおりに十分保証されていないため、各業種、各地区、各企業が段階ごとに倉庫を設けて各種物資を保管しなければならず、滞貨と浪費と供給不足が同時発生している(180)。生活資料についても、長期にわたって品切れと滞貨が同時発生し、品種、規格、銘柄などについて人民の要求が満たされていない(184)。物価体系の歪みもひどい。“缺状価格差”は拡大し、農業は単純再生産を維持することも困難な地区を数多くかかえている状況にある(213)。食糧、石炭などの重要生産物は低価格で供給不足だが、緊急度の低い機械製品などは高価格で供給過剰に陥っている(214)。

(5) 経済管理体制の遅れ

権限と責任を中央に集中し過ぎたため、企業には権限も責任もなく、基層単位で国家資金が浪費され、滞貨や遊休設備が生じても意に介さない状態がつづいている(313)。一部の工場は電力不足のため一年に百日以上も操業を停止しており、新しく据付けた設備も電力不足のため稼動していない(334)。地方の財政部門は収入を増やせる場合でも増やそうと努力しないし、支出を減らせる場合でも減らそうとしない(321)。多くの企業は生産量と生産額では計画を超過達成しているが、その実、製品の中には、不合格品やコストが製品価格を上まわるものが多く、国家と人民に大きな損失をもたらしている。1976年国营工業企業の37%が欠損を計上し、その欠損額

は70億元(1元は約140円)に達した(292)。1978年末全国の機械電気製品の滞貨総額は500億元を超えている。また、1958年以来21年間の基本建設投資累計額は5,000億元に達しているが、そのうち完成したものはわずか60%前後に過ぎない(295)。現在中国では同じ物を生産するのに発達した資本主義国の5倍(軽工業)ないし10倍(重工業)の労働者が使用されている(296)。一方では多数の“待業青年”がいるのに仕事が見つからず、他方では社会に必要な仕事がたくさんあるのにそれをやる人がいない、これが中国の現状である(275)。

3 経済改革

経験の総括と現状分析を通して、さまざまな対策が提案されているが、大別すれば①分配制度、②流通政策、③価格政策、④計画管理、⑤経済管理に関する改革案となる。これらの中にはすでに所要の手続きを経て実施に移されているものも少なくない。

(1) 分配制度

十数年来分配の問題を支配してきた“均等主義”は生産力の発展に不利であるから、これを改め、多く働けば所得も多く、少なく働けば所得も少ないという、“労働に応じた分配の原則”を貫徹しなければならない(124)。これには不平等が伴うが、当面やむを得ない。目さきの平等よりも生産力の発展の方がより重要である。労働報酬は、国家に対する各企業の貢献度の大小とも結びつけなければならない。企業の自主権の拡大には労働賃金の管理権も含めるべきである(138)。個人の利益、集団の利益、国家の利益をうまく結びつけてこそ、生産力のめざましい発展を促すことができる(140)。いま、労働報酬の格差を認めるのは、生産力を高速度に発展させるためであり、将来そうした格差を次第に縮小していく条件をつくり出すためである(119)。また、こ

の二十年間賃金引上げがほとんどなかったことが労働者・職員の勤労意欲に悪影響を及ぼしているから、今後は労働生産性の向上に努めるとともに、それに伴って賃金を上げていかねばならない(126)。農工間の所得格差は生産性格差の反映であるかぎり、農業生産性を大幅に引上げるのでなければこの格差を縮めることはできない(152)。しかし農民の低所得は半ば価格政策の結果でもあるので、農産物買付価格の適正な引上げによって是正をはからねばならない(127)。また、農民内部の生活水準の格差は、労働者内部の格差や労働者・農民間の格差よりもいっそう大きいから、国家は、自然条件の違いから生じた差額収入については累進所得税等の適当な措置をとって漸進的に調節をはかるべきである(155)。

(2) 流通政策

物資流通の混乱状態を拾収し、需給の均衡をはかり、経済効率を高めるためには、従来の行政的方法にたよるやり方を改め、“価値法則”(市場のメカニズム)を通じて調節する方法を導入すべきである(168)。従来多くの地区では、経済措置によらず、ただ行政命令にたよって、強制的に生産割当てを押しつけたため、統制をすればするほど生産物が少なくなつた。このことは商品経済の法則をうまく利用せず、ただ行政命令にたよるだけでは、結果が裏目に出ることを物語っている。食糧を例にとってみると、国家は農民に何を植えるか、どう植えるかを強制する理由はないし、その必要もないのである。“価値法則”を正しく利用し、合理的な価格政策を決定しさえすれば、国家が買付任務を達成するのは難しくない(168)。しかし、すべての商品流通を市場のメカニズムに委ねよというのではない。市場による需給調節の導入は生活資料と一部の生産手段に限られるのであって、規格が単一で需要量も大きい多くの生産手段については、生産者と需要者の双方が直接に契

約を結べばよく、市場を通す必要はない(181)。のみならず、流通市場における国営商業と購買・販売協同組合の支配的な地位と役割には大きな変更は加えないのであるから、新たな混乱を招く心配はない(187)。要するに、“大きな計画”の枠の中で“小さな自由”を導入する利点は多いが、弊害は問題にするに足りない(188)。

(3) 価格政策

第一次五カ年計画の期間、中国は重工業を優先的に発展させる方針をとった。重工業の建設には多額の資金を必要とするが、当時の状況のもとでは主として農民に求めるほかはなかった。そこで農産物価格を低く押え、出来た製品を再び高く農民に売渡し、この不等価交換を通じて蓄積が進められた(29-30)。その後、文革をはさんで、この十数年来価格調整はほとんど行われなかった。他方、農業に比べて工業における労働生産性の向上はわりに速かったから、工業生産物価格の価値からの乖離はますますひどくなり、工農生産物の“鉅状価格差”は、農業の単純再生産を危うくするまでになっている(212)。のみならず、工業製品の中でも国家管理の厳しい基礎資材は低価格で押えられているが、加工製品、二次製品の価格は割高となっており、多くの種類の生産物の価格は著しく価値から離れる結果となっている。このため企業利潤の多少は、多くの場合、経営管理の状況によってきまるのではなく、歪められた価格の高さによってきまっている(215)。これでは利潤を指標として経済管理の合理化をはかることも不可能となる。したがって、価格を調整しなければ、経済管理体制の改革は大きな困難にぶつかることになる(216)。そこで、決意を固めて工農生産物の価格を調整し、“鉅状価格差”を縮小し、次第に“等価交換”ができるような状態にもって行かねばならない(213)。また、石炭や若干の鉱産物の価格を引上げ、加工工業品の価格を引下げる必要がある

(223)。しかし、十年余の間、価格が非常に混乱したので、いま価格を調整するのは並み大抵ではない。なぜなら、価格の調整は国家、集団、労働者、農民の間での国民所得の分配比率を変えることになり、ある部分の分配が多ければ、他の部分の分配が少なくなるからである(216)。農産物の価格を引上げることはきわめて必要であるが、引上げる過程で、そのために惹起こされる労働者と農民との間の矛盾を正しく処理しなければならない(220)。1979年、国家は農産物の買付価格を大幅に引上げた。これは農業生産の発展を促進する上で大きな役割を果たしている。しかし、工農生産物価格の“鉅状価格差”は一回の調整だけで解消することはできず、今後生産の発展と相俟って何年かにわたって一步一步解決していくよりほかはない(220)。そのほか、農業にも鉱業にも存在する差額収入の問題に対しては、租税政策と補給金を通じて調節する(227)とか、物価管理の面では行政的方法によるよりも、状況に応じて統一価格、最高・最低価格、協議価格等、多様な価格帯を導入したり、市場のメカニズムをできるだけ利用する方向で改善をはかるべきである(232-3)。

(4) 計画管理

国民経済計画の主な任務は総合均衡をはかること、すなわち国家建設と人民生活(蓄積と消費)との関係、農業、軽工業、重工業の関係およびこれら諸部門内部のバランス関係を正しく処理することである(279)。中国における国民経済の計画管理制度は、1950年代の初期にソ連から学んだもので、その特徴は集中と統一を一面的に強調する点にあるが、中国でもまた国民経済の計画管理とはあらゆる経済活動を国家計画で具体的に規定することだと理解し、行政的手段によらなければ需給の均衡を保つことはできないと考え、長期にわたって“統一買付・統一販売”あるいは“統一収入・統一支出”という方法を採用し、

基層経済単位の自主権と主動性を否定するよ
うなことをやってきた。そのため、実践が立
証しているように、これまでの中国の計画管
理制度は社会主義の優位性を發揮することが
できず、いくつかの面では発達した資本主義
国にも及ばなかった(244-251)。そこで計画管
理の方法として、行政的手段一本やりから経
済的手段を弾力的に利用する方向へ改革しな
ければならない。国家計画は国民経済の發展
方向を定め、生産の無政府性を避けるために
必要ではあるが、生産・販売などに対する国
家計画の多くは参考的な性質のものであるべ
きであって、最後の決定権は企業または集団
経済に委ねるようすべきである(244-5)。企
業や集団経済または地方の自主権を拡大す
るとともに、総合的な需給調節の方法として
は、租税政策、価格政策、原材料・エネルギー
の供給政策、投資政策、融資政策等の経済的
手段を重視すべきである(246)。蓄積と消費
のバランスについては、急ぎ過ぎによる過大
な蓄積率が逆効果をもたらした苦い経験に鑑
み、人民の生活をも配慮して、25%前後の蓄
積率に押えるように調整すべきである(256)。
産業構造対策としては、長大となりすぎて甚
だしい浪費をもたらしている基本建設戦線を
縮小調整するとともに(294)、重工業は当面
抑制し、戦略的に農業とともに軽工業の發展
を重視する必要がある(268-9)。また重工業の
中でも素材工業、とりわけエネルギー部門の
發展は甚だしく立遅れているので、国民経済
の中の弱い一環である交通・運輸業とともに
格段の發展をはかる必要がある(270-1)。ま
た二十余年来中国では国营商業による統一買
付・統一販売のやり方が唯一の社会主義的在
り方と考え、人びとが自発的にサービス業に
たずさわることを許さなかったので、都市に
おけるサービスの供給は質量ともにひどく低
下し、人民の生活は多くの困難につき当って
いる。このようなやり方はできるだけ早く是
正しなければならない(275-6)。商業、飲食業、

修理業、サービス業などについては独立採算
制の協同経営を奨励する必要がある。これは
就業問題の解決にも役立つはずである(276)。
農村にも多くの地区ではすでに労働力過剰の
現象が起きている(277)。これらの労働力を
十分に利用するためには、各種の副業、農産
物加工業等を大いに發展させなければならない
(278)。さらに、国民経済の計画管理を効
果的に行うため、科学的な経済計算制度を設
ける必要がある(288)。

(5) 经济管理

中国は多年來中央集権的経済管理体制をと
ってきたが、この制度の利点は国家の資金と
物資を国家の重点目標に集中的に使用でき
ることである。だがその欠点は、地方と企業
の具体的な状況にもとづいて、その人力、物
資、資金を合理的に使用することができないこ
とであり、経済効果をあげるのに不利なこと
である(301)。中央の集中管理ということ
は、実際には中央の各経済部門が系統的に
管理することである。国家計画委員会等の
統制力と指導力には限界があるから、各部
や各局は自己本位に走りがちで、相互の
関係がうまくとれていない。要するに、
行政管理が経済活動の内部関連を断切
ったこと——これが中国の経済管理体制
の根本的な欠点であって、こうした状況
は是非とも改めなければならない(302)。
すなわち、地方と企業の自主権を拡大
し、行政的方法を少なくして、経済的
手段をより多く利用し、客観的経済法則
にしたがって事を運ぶべきである(305)。
また、企業の責任制をうち立て、企業
が自己の損益に対し、一定の責任を持
つようにしなければならない(334)。企
業自主権拡大の要点は、(a) 企業基金
の設定、(b) 企業基金の自主的運用、
(c) 人事管理の改革、(d) 政経分離
である。

企業自主権の拡大

(a) 企業基金の設定

従来のように企業が利潤を全額上納し、

自由に処分できる資金を持たない（“統一収入”）なら、基本的には単純再生産しかできず、拡大再生産を行うのは容易でない。また、もとの技術水準を維持するのが精一杯で、技術革新は難しく、改造や拡張を行うのはなおさら不可能である。こうした制度をとり続けるなら、国民経済の現代化を速やかに実現することはできない。企業基金を設定し、経営管理のすぐれた企業を伸ばしていくためには、利潤留保の制度を実施しなければならない（310-1）。

(b) 企業基金の自主的運用

これまで、固定資産の投資については、国家が支出し、企業が無償で使用していた。企業が機械設備を増設する場合にはかならず国家が認可し、国家が支出する（“統一支出”）。企業自身は、機械設備の増設や技術革新を行うための資金もなければ権限もない。これでは企業は経営管理単位となり得ないばかりか、経済計算単位ともなり得ない。こうした制度は改革しなければ、国民経済現代化の大きな障害となるに違いない（313）。固定資産減価償却制度も同様に改革する必要がある。従来、中国では、固定資産は企業が無償で使用し、減価償却基金の大部分は上納されてきたが、これを改め、減価償却基金の大部分は企業の手もとに留めて企業に使用させるとともに、固定資産の有償使用制度を設けるべきである。国家の基本建設投資は銀行に管理させ、有償で企業に使用させる。もともとある固定資産も資産再評価を行って企業に使用させる。企業は国の定める規定にしたがって利子を納めねばならない。大きな基本建設投資は国家が従来通り財政部門を通じて支出することとし、銀行に委託して管理させ、利子は財政部門に納入する。小さな基本建設投資は銀行が直接に貸付

け、企業が期限通り元利を返済することとする（314）。流動資金に対しては、同様に有償使用の方法ですべて銀行から貸付けるように改めるべきである。企業が滞貨のために使用している資金については貸付利率を高くすべきである。こうすれば企業が大量の物資を倉庫に眠らせておくというような浪費を避けることができる（315）。

(c) 人事管理権の改革

企業の自主権拡大には人事管理権も含めなければならない。企業はもっぱら自己の生産または業務の必要にもとづいて労働者・職員の隊列を組織し、各人がその役割を十分に発揮できるようにすべきで、就職はするが退職はせず、昇進はするが降職はないというこれまでの“食いはぐれない”制度を改める必要がある。適材適所のためには、国家の統一的な配置も必要なら、企業の自由な選抜も必要であり、個人のある程度の自由選択も必要である。この三者をいかに結びつけるか、これは非常に困難ではあるが、これは是非とも解決せねばならぬ問題であり、真剣に研究する必要がある（316）。

(d) 政経分離

従来企業の運営は企業長の単独責任ではなく、1950年代の初期毛沢東の指示によって、党委員会の“指導”のもとで責任を分担することになっていた。しかし実状は、ともすれば党委員会の一手引受けとなり、工場長・技師長・会計主任の持つべき権限が弱められた。多くの企業の指導機関は持場責任制が確立しておらず、仕事の能率が低く、官僚主義もひどく、これでは現代化を進めるのに不利である。今後、党は企業管理に直接介入することを止め、具体的な業務は工場長・技師長・会計主任などに管理を委ねるべきである（319）。

以上が経済改革の主な項目であるが、これらは相互に密切にからみ合っているため、全面的に計画し、順序を追って実現しなければならない。たとえば原材料、エネルギーなどの供給問題を解決しなければ企業の責任制を確立することは困難である。また価格体系を調整しなければ企業の利潤留保制度もなかなか合理的にはいかない。さらに固定資産の有償使用制度を実施しようとするれば、まず全国的な規模で国営企業の資産再評価を行わねばならないが、これは非常に複雑な仕事で、短期間に全部なし遂げることは不可能である。要するに、この経済改革は国家の命令によって簡単に実現できると思うのは誤りであって、客観的経済法則にもとづいて慎重に取組むべき大事業であることを銘記すべきである(335-6)。

本書の問題点

(1) 目的と手段の整合性

著者が提案している経済改革案の内容は、1960年代すでにソ連・東欧諸国に導入されてきたものと基本的に同じ発想にもとづくもので、簡単にいえば、「計画」と「市場」の統合による経済の効率化を狙ったものということができよう。その統合の仕方も“大きな計画”の枠の中で“小さな自由”を導入しようとするもので、中央集権的経済統制を主とし、市場による調節はあくまでも前者を補充する補助的手段として、限定された範囲内で導入が企てられているに過ぎない。著者は“市場にいくらか競争があれば利点は多くても、弊害は少ない”(188)と語っているが、このようないわば「計画」改善型の改革でどれだけの効果をあげることができるであろうか。二十年近くも前から導入されてきたソ連・東欧諸国の経済改革が所期の成果をあげていないことは周知の事実である。それはソ連・東欧型の社会主義体制が自由競争を大きく制約し

ていることと関連がある。国民の一人一人がその能力とイニシアチブを十分に発揮できるだけの自由と動機が、そこにどれだけ保証されているかが問題である。自由競争と市場の自動調節が社会の活力を維持し、経済効率をあげてゆくための不可欠の前提条件であるとするれば、自由競争と市場の役割を制限しながら大きな経済効果を期待するのは、目的と手段の整合性を無視ないし軽視するものであって、整合性に欠けるといわざるを得ない。著者は客観的経済法則を重視する必要性を強調するとともに、勤労人民の積極性を引出さねばならないと主張しているけれども、これではソ連・東欧の直面している困難と同じ困難に陥ることになるのではないか。中国は巨大な人口圧力と中央の管理能力の不足という不利なハンディをかかえているだけに、改革が所期の成果をあげる可能性はいっそう限られたものになる惧れがある。しかし、著者には目的と手段との整合性についての考慮の跡が見られず、改革の長期性と複雑性についての認識はあっても、窮極の目的達成についてはきわめて楽観的であるように見える。

改革案の内容に少し立入ってみれば、物価体系の歪み是正の対策として、“価格をほぼ価値に合致させるのがわれわれの価格政策の基本原則である”(217)と述べて、“価値法則”の利用の必要性を強調しているが、具体的な方法としては、国営商業や購買・販売協同組合の既得の領分を侵さない範囲で自由取引を認めようとするに過ぎず、全般的な物価体系の歪みに対しては“生産の発展を土台として一步一步解決していくほかはない”(222)と語っているだけである。

労働力の合理的配分については、“問題は、われわれの過去の経済管理体制に欠点があったため、生産の多くの道を塞ぎ、多くの勤労者の手をがんじがらめに縛りつけてきたことにある。方法を改め、勤労者の両手を解き放ち、社会の必要とする事業をみな自由にやら

せるようにしさえすれば、全国の労働力は合理的に配分されるようになる”（352）と述べて、一見無条件的に労働力の移動の自由、職業選択の自由を認めるかのようであるが、その実、ほとんどもっぱら都市における“待業青年”を対象を限定して述べられているに過ぎない（272-9）。また現在すでに問題となりつつある農村の過剰人口については農村内部における副業や社隊企業の発展に期待がかけられているのであって、都市と農村の間の全国的な規模での労働力の移動や職業選択の自由は始めから問題外とされているのである。サービス関連事業に限って“待業青年”に、社隊企業や副業に限って農村潜在失業者に就業の自由を認める程度で、果して労働力の合理的配分が達成されるであろうか。

消費と蓄積のバランス確保の問題に関しては、過去三十年にわたる実践の経験を総括して、“蓄積率は適切でなければならず、高過ぎてはよくない”（435）と述べているが、いかにして適正比率を確保するかについてはただ“国家計画を通じて”というだけで、計画が往々にして恣意に転化する危険をチェックする手段についてはまったく触れられていない。このように目的と手段の整合性に問題が残るのは、本来の意味での分析が欠落しているからである。本書には事実の指摘ないし経過の記述はあるが、「如何にして」という事実相互間の作用関連に対する客観的な分析が乏しい。これが改革案の有効性に疑問の余地を残す原因となっている。

(2) “实事求是”の精神と社会主义信仰

著者は“結語”の章で“客観的法則に対するわれわれの認識は、一回で完成することはあり得ない。われわれの認識を再び社会主义建設の中に持ちこんで検証しなければならず、それが予期した目的を達成できたかどうかを見て始めて、われわれの認識は正しいかどうか、客観的实际に合致するかどうかかが判るのである。実践、認識、再実践、再認

識、これが客観的法則を認識する上で是非とも経なければならぬ過程である”（419）と述べている。これは一切の科学的認識に共通する正しい見解であり、これこそ“实事求是”の精神であるといってもよい。しかし残念ながら著者はこの立場で終始一貫しているとはいえない。著者は一方で、中国の現実と先進資本主義諸国のパフォーマンスに対しては冷静でリアルな観察のできる澄んだ眼を持ちながら、他方では古いイデオロギーの膜に蔽われた眼で「理念としての社会主义」と「現実の社会主义」とをしばしば混同している。たとえば、“社会主义制度が資本主義制度よりもすぐれていることは疑いの余地がない”（92）として、中国ではすでに人が人を搾取する制度が廃絶され、労働者階級は他の勤労人民とともに国家の主人公となっている（300, 397）と述べているが、これは「当為」と「事実」とをすり替える非科学的な態度である。事実はどうかという、著者みずからすでに率直に認めているように、中国における解放後三十年の“基本建設”の過程はまさに“缺状価格差”をテコとする農民の搾取過程そのものといえるのではなからうか。また、社会主义制度のもとでは“資本主義経済の無政府状態と、それによってもたらされる人力、物資、資金の莫大な浪費を避けることができる”（300）と述べているが、その実、資本主義のもとでは考えられないような驚くべき無駄と浪費が中国で現に起っていることは著者自身すでに認めているところである。このような「社会主义」体制のもとで基本的人権すらまだ十分に認められていない人民大衆を“国家の主人公”と呼ぶのは自他を欺瞞するものといわれても仕方あるまい。周知のように、「理念としての社会主义」は高度に発展した生産力を基盤とする post 資本主義の自由人の連合体としてマルクスによって定型化されたものであるが、「現実の社会主义」は共産党独裁のもとで生産手段の所有を「社会

化」しただけで、その体内には **ante** 資本主義の要素を多分にかかえている一種の専制的社会体制である。この両者を混同して、当為を事実であるかのように見せかけるやり方は通用しない。もちろん、「社会主義」を信仰の対象とすることは個人の自由であるが、「信仰」を「科学」と強弁することは許されないのである。著者は、資本主義から共産主義への移行に関するマルクスのシナリオを“科学的予見”としてそのまま受入れている(6)が、このシナリオは幾何学の定理のように論証可能でもなく、地動説のように実証済みでもない。前掲の本書の内容の紹介では省略したが、本書では現状分析と政策論のほかにも、“移行論”を始めとして“生産力と生産関係”“階級闘争と人民内部の矛盾”等のテーマについて空理空論に近い形而上学的思弁が展開されているが、これは著者の現状分析と政策論を原理論的に補強するというよりも、むしろ弱める結果に終わっている。このような形而上学的な思弁や信仰告白は、“实事求是”の本来の精神と矛盾するものといわざるを得ない。

(3) 「社会主義」とは何か——「スターリン論文」の評価をめぐって

本書全般を通じて、著者はしばしば“社会主義の優位性”に言及し、過去において路線上の誤りのためにその優位性は十分に発揮されなかったが、3中全会を契機として路線上の誤りは正されたので、今後うまくやりさえすればその優位性は十分発揮されるに違いない(93)と述べている。ここで“優位性”とは単なる特長ということではなく、資本主義よりも一段とすぐれた体制という意味である。この“優位性”が「客観的事実」なのか「主観的願望」なのかを問う前に、まず著者のいわゆる「社会主義」とは何かということが問題になりそうである。というのは、社会主義の在り方は多様であって、スターリン型・ソ連型社会主義には問題が多いことが明ら

かとなってきたからである。だから、ユーゴ、ハンガリー、チェコ、ポーランド等に相継いで起っているように、ソ連型とは異なる新たな社会主義像を模索する動きが現れているのであり、社会主義とは何かということが国際的規模でいま改めてラディカルに問直されつつあるのである。これは社会主義運動史上の一つの大きな流れとなりつつあるとあってよい。しかし、この点についての著者の問題意識は甚だ稀薄で、著者はソ連型社会主義をほとんど唯一の原型として受取っているように見受けられる。このことは、結語の章“社会主義経済発展の客観的法則の研究と応用”の大部分を「スターリン論文」の祖述に充て、これを積極的に評価し、これを拠所として今後の問題を考えようとする著者の態度に現れている。「スターリン論文」すなわち「ソ連における社会主義の経済的諸問題」を著者が今更ながら取上げた理由は、客観的法則を重視する必要を強調するためである(423-4)。しかし、スターリン自身もその論文の中で認めているように、そこでは当然のことをいっているまでで、新しいものは何もないのである。それにもかかわらず、著者が最後の章の相当のスペースをさいてわざわざスターリンを祖述しているのは、著者がその社会主義像の原型をスターリンに見出している証拠とあってよい。そこに問題があるのではないか。著者は過去の路線上の誤りを“左傾”の誤りと総括しているが、問題の根源はそのようなサジ加減の多少にあるのではなく、「社会主義とは何か」という基本的認識にかかわっているのではないであろうか。たとえば、著者はしばしば集団所有制は全人民所有制(国有)よりも遅れた社会化形態であり、いずれは国有形態に統合されるべき過渡的性格のものとして認めている。著者の批判的となっている左派と異なるところはただ急いではいならないというタイミングの点だけである。しかし、社会化即国有化と考えることには異論の余地があり、

集団所有が国有よりも程度の低い遅れた社会化形態であるかどうかについても、「社会主義とは何か」という根本問題に関連して再検討の余地を残している。要するに、過去の経験を総括するに当って当然問題となるべき「社会主義」についての再吟味が著者において不徹底であるために「総括」もまた不徹底に終っており、このままでは今後も“社会主義の優位性”は不発に終る懸念なしとしない。

なお、副次的な問題ではあるが、「スターリン論文」の受取り方について若干の問題がある。その一つは、“生産関係は生産力の性格にかならず照応する”という“経済法則”に関するものである。著者はわざわざスターリンを引用しながら、スターリンの原意とは逆の意味でこれを解釈しようとしている。すなわち、著者は“生産力がまだあまり発展してもいないのに生産関係の変革を急ぎ、生産関係の改造が生産力発展の要求を超越すれば、やはり生産力の発展を妨げる”（430）と述べて“生産関係”の変革を抑える道具としてこの“経済法則”を利用しようとしている。彼の論法によれば、総体としての生産関係の変革、すなわち1950年代後半に強行された「社会主義化」そのものが急ぎすぎの誤りであったという結論になるが、このことに彼はまるで気づいていない。あるいは少なくとも気づこうとしていない。これに対し、スターリンの解釈はオーソドックスなもので、「わが国の生産力は、とくに工業では、社会的性格をもっていたのに、所有形態は、私的な、資本主義的なものであった。ソヴェト権力は、生産関係が生産力の性格にかならず照応するという経済法則に立脚して、生産手段を社会化し、それらを全人民の所有にし、それによって搾取制度を絶滅し、社会主義的な経済形態を創出した。この法則がなく、またこの法則に立脚しなかったなら、ソヴェト権力は自分の任務を遂行することはできなかつたであろう」（スターリン戦後著作集、215頁）と述べてい

るところからも明らかなように、この“経済法則”を生産関係変革の武器として評価しているのである。何のことわりもなしに、もとの文脈とは逆の文脈の中で自分の名が引合いに出されてはスターリンも迷惑するに違いない。もう一つある。著者は“スターリンは『ソ連における社会主義の経済的諸問題』の中で、社会主義の二つの経済法則、つまり社会主義の基本的経済法則と国民経済の計画的な、均衡のとれた発展の法則を提起している”（431）と述べているが、スターリン自身は「国民経済の計画性をもった発展の法則」をあげているだけで、社会主義に二つの経済法則があるとはしていない。ただ、「法則」に対応するものとして五カ年計画等の政策体系をあげているが、当然のことながら、後者を前者と混同してはならないと注意しているのである（前掲書、216頁）。この部分の著者の説明は明確さを欠いているが、スターリンの注意にもかかわらず、計画等の政策体系そのものを二番目の「法則」と受取っているのではないかと疑われる。とすれば著者の“客観的法則”とは得体の知れないものになってしまうことになる。

(4) “現代化”のための基礎条件

国民経済の近代化のためには、政治的安定と人民の身分的制約からの解放のほか、国民の一人一人が合理性を追求して自由に行動できるような体制が整っていなければならない。この点に関して著者は、“中国の社会主義的生産関係は、発達した資本主義制度の上ではなく、半封建制度の廢墟の上にうち建てられたもので、歴史上ブルジョア民主主義の伝統に乏しい。”だから、“本来なら、人民民主主義を発揚することが十分に重視されるべきであったが”不幸にしてそれが妨げられたことを認めている（407-8）。しかし、この最も重要な基礎条件の欠落をいかにして充足すべきかについては、前近代的官僚主義克服の必要性に触れているほかには何も語られて

いない。不心得な幹部に対しては“教育”をほどこすべきである(411)と述べているが、問題は“教育”で解決できるような性質のものではない筈である。また幹部の“官僚主義”だけが問題なのではなく、幹部の横暴を許すような社会的背景、いかえれば国民の一人一人が個人として自立するに至っていないことこそ最大の問題である。そしてこのことは当然「社会主義とは何か」という根元的な問いかけに連るはずのものなのである。

(5) 方法論の問題

本書は出版までに何度も稿を改めたと「あとがき」で述べられているが、それにしては重複が多く、章・節の建て方と各項目相互間とのあいだの論理的関連が不明確である。客観的事実と主観的願望ないし意見とが随処に交錯しているばかりでなく、「価値法則」「生産関係」等の基本用語の使用法が厳密性を欠いているために、推論の明晰性が失われる結果となったことは著者のために惜しまれる所である。

おわりに

以上のように、さまざまな問題点はあるが、中国経済の現状と政策担当者の考え方を知る上で、本書が重要な文献であることは確実である。これまでも中国経済に関しては、米国会議会上下両院合同委員会、エクスタイン、ゲ

ールンソン、石川滋等のすぐれた研究報告が出されているが、これらはいずれも外からの観察であって、隔靴搔痒の憾みを免れなかった。本書は経済政策の理論と実践の上に重要な地位を占める中国人自身の手でまとめられた最初の体系的な中国経済論であるだけに、その中に取上げられている一つ一つのデータには血が通っており、経済改革に関するそれぞれの提案には人間の息吹きが感ぜられる。本書のユニーク・ポイントは中国経済の全体像を中国人自身の手で鮮明に書き出すことに始めて成功したという点にあるとあってよい。何を、如何に為すべきかという政策論については、なお異論の余地があるが、十億の人口をかかえる中国の巨大な実践を踏まえたこれらの問題提起の意義は重い。“理論は実践から生まれるものである。実践は永遠に完結する時がないのだから、理論も完全に成熟する時はあり得ない。また、理論は実践に対して指導的な役割を果すべきである。理論は実際先頭に立ち、実践の検証を受け、たえず自己の誤りを改めていかなければならない”と著者は“あとがき”で記しているが、本書の出版を契機として内外からさまざまな反響が起ることは間違いない。今後展開されるであろう百家争鳴の為の叩き台提供者としての著者の役割にも然るべき評価が与えられるであろう。(1981・6・10)